

**「旅券発給申請手続」に係る照会に対する
外務省からの回答**

※ 本資料は、「規制改革推進会議第6回デジタルワーキング・グループ（令和3年12月15日）」での議論を踏まえ、規制改革推進会議デジタル基盤ワーキング・グループから外務省へ行った照会に対する外務省の回答である。

分 野	行政手続における書面主義の見直し及びオンライン利用率を大胆に引き上げる取組（旅券発給申請手続）
省 庁 名	外務省

1. 旅券の発給・交付における対面規制の見直しについて

【質問 1－①】

International Civil Aviation Organization（以下、ICAO）は、旅券の、①新規発給申請時、②更新申請時、③交付時のそれぞれについて、各国に出頭義務を課しているのか。

【回答 1－①】

ICAOは、「ICAO TRIP Guide on Evidence of Identity」（別紙1）という文書によって具体的な本人確認の目的及び目的達成手段を国際基準として示し、加盟国はこうした国際基準を踏まえ、①新規発給申請時、②更新申請時、③交付時のそれぞれにおいて本人確認の方法を定めることとなっているが、各国に出頭義務を課している訳ではない。

【質問 1－②】

貴省においては、WGで提示した「ICAO TRIP Guide on Evidence of Identity」との関係で、旅券の、①新規発給申請時、②更新申請時、③交付時のそれぞれについて、目的AからEの全ての目的が充足される必要があると考えるか。

【回答 1－②】

当省としては、①新規発給申請時、②更新申請時、③交付時のそれぞれにおいて、「ICAO TRIP Guide on Evidence of Identity」に掲げられている目的Aから目的E、及び、それぞれの目的達成手段の記載を踏まえ、旅券法及び関係法令等により旅券申請者の本人確認の具体的な方法を定めている。

【質問 1－③】

上記質問1－①及び②への回答を前提に、「ICAO TRIP Guide on Evidence of

Identity」における目的 A から E のいずれの目的の関係で、貴省は対面での出頭を求めているか。ICAO が示す基準をどのように充足させるかは、各国が総合的に判断すれば足りるものなのか。それぞれの義務の内容と履行方法について、示されたい。

【回答 1-③】

御質問のとおり「ICAO TRIP Guide on Evidence of Identity」をどのように充足させるかは各国が総合的に判断すれば足りるものと理解しており、我が国については、目的 B、目的 C、目的 E の目的達成手段として申請者との面接が明記されていることも踏まえ、旅券法上、申請時及び交付時において旅券の申請者に出頭を義務付けている（但し、申請時の代理提出可）。マイナンバーカードの公的個人認証機能、顔認証技術による写真照合等により本人確認を行うことで、旅券の切替申請（旅券の残存期間が 1 年未満の有効な旅券を所持する者が新たな旅券を申請する場合に行う申請）をオンライン申請で行った場合には原則として申請時の出頭を免除することとしている。

【質問 1-④】

ニュージーランドやその他の主要国・地域における旅券の、①新規発給申請時、②更新申請時、③交付時の出頭義務の存否について、各国別に示されたい。

併せて、出頭不要とする際に何らかの条件を課している場合は、当該条件を各国別に示されたい。

【回答 1-④】

現在、在外公館を通じて主要国 15 か国（G7、豪州、ニュージーランド（以下、NZ）、オランダ、スウェーデン、エストニア、韓国、シンガポール、マレーシア、インド）における状況を調査中であり、令和 4 年 3 月末までに回答したい。これまでの調査等から判明している取りあえずの情報は別紙 2 のとおり。申請時にも出頭時にも出頭義務を課していない国は英国及び NZ の 2 か国のみである。

【質問 1-⑤】

ニュージーランドやその他の主要国・地域において、①新規発給申請時、②更新申請時のいずれかの手続について、オンライン申請による不出頭での手続実施、③交付時の出頭義務について配送による旅券交付を実施している国は存在するか。

存在する場合は、当該国名及びその実施方法（どのような方法で本人確認等を実施しているのか含む）を示されたい。

併せて、配送による旅券交付に何らかの条件を課している場合は、当該条件を各国別

に示されたい。

【回答 1－⑤】

現在、在外公館を通じて主要国 15 か国（G7、豪州、NZ、オランダ、スウェーデン、エストニア、韓国、シンガポール、マレーシア、インド）における状況を調査中であり、令和 4 年 3 月末までに回答したい。これまでの調査等から判明している取りあえずの情報は別紙 2 のとおりであり、電子申請を実施し出頭不要を可能とし、かつ配送による旅券交付を実施している国は英国及び NZ の 2 か国である。

英国については内務省がパスポートを発行し、新規申請は対面式又は Skype 等を用いたインタビューを行い本人確認するとともに、一定の条件を満たす第三者（同居人や親族等以外）に対し、申請人の写真、氏名、連絡先、現有旅券番号等をオンラインで確認することも併せて必要としている。

NZについては RealMe と呼ばれる厳格な公的個人認証制度を利用するとともに、一定の条件を満たす第三者を記入させ本人確認のため内務省は当該第三者に必要に応じて連絡をとることとしている。

【質問 1－⑥】

質問 1－⑤に関連して、オンライン申請による不出頭での手続実施、配送による旅券交付を実施している国が存在する場合、その手法・条件を踏まえた上で、わが国では実現できないと考える事由があれば、示されたい。

併せて、実現に向け検討・検証が必要な項目があると考える場合は、その内容と検討・検証に要する期間（期日）を示されたい。

【回答 1－⑥】

回答 1－④及び 1－⑤のとおり、英国及び NZ は内務省がパスポートを発給し、第三者による確認といった本人確認の手法がとられており、一概に比較することは困難であるが、当省が現行の旅券制度において第三者に確認させるという同様の手段を講じることにつき制度上可能か予断できない。いずれにせよ、英国及び NZ の制度の詳細について引き続き調査を継続していくこととしたい。

【質問 1－⑦】

ワーキング・グループ（以下、WG）において、わが国においては、旅券の交付時に窓口への出頭を求めた上で、①本人確認、②交付条件が充足されているか否かの審査を行っている、旨の回答があったが、その後、貴省から「本人確認と審査を混同して WG に提示

していたため、改めて整理を行った結果、旅券の交付時は、窓口に出頭を求めた上で本人確認を行っており、審査は行っていない」との回答があった。

そこで、旅券の交付時の本人確認は、具体的に誰がどのような方法で実施しており、どのような場合に交付を拒絶することがあるのか、示されたい。

併せて、窓口での本人確認を担当する者について、常勤又は非常勤の公務員の場合、会計年度任用職員の場合、嘱託・委託職員の場合のそれぞれの経験要件、研修内容等の担当可能となる条件を示されたい。

【回答 1-⑦】

都道府県旅券事務所に改めて調査中であるが、御質問については概ね次のとおり承知している。右調査の結果、回答に変更がある場合には3月末までに行うこととした。

各旅券事務所の規模によって異なる場合があるが、概ね、交付時の本人確認は窓口の嘱託・委託職員とバックオフィスの公務員が組織的に対応しており、具体的には、旅券の受領書と引き替えで旅券を交付することとし、旅券のICチップに記載された情報及び正常に動作することを併せて申請者本人に確認を求めるとしている。旅券の交付にあたっては、旅券に転写された写真と申請者本人が同一人であることを確認し、必要に応じ生年月日や本籍などを質問することで本人確認を行うこととしている。

仮に申請者がこうした質問に回答できず本人確認できない場合には旅券を交付しないこともあります。

窓口で本人確認を行う者の条件を一律に定めてはいないが、外務省が年2回実施する初任者研修、又は年1回実施する中堅者研修を受講するとともに、一定の実務経験を有する者のみを窓口業務に当たらせている都道府県も存在する。

【質問 1-⑧】

質問1-⑦に関連して、具体的な実施方法及び実施者について、マイナンバーカードやマイナポータル等を用いたデジタル技術の活用による代替えが困難な場面・理由がある場合は、具体的に示されたい。

併せて、窓口における本人確認において、なりすまし等本人と一致しない申請者を見破・防止した年間件数を示されたい。なお、積算根拠を明らかにする前提で、推計を用いることは可とする。

【回答 1-⑧】

マイナンバーカードやマイナポータル等を用いたデジタル技術の活用により交付時の出頭を代替するためには、安全かつ確実な交付のためのシステム構築・制度設計が不可

欠である。その具体的な内容を現時点で網羅的に申し上げるのは困難であるが、次のような課題が想定される。

(例)

- －配送業者が配送した後に交付済みと登録できるよう外務省とのシステム連携
- －配達人が配達先でマイナンバーカードの公的個人認証機能を用いて本人確認を行うこととする場合には専用の端末整備
- －旅券手数料に配送料を上乗せしてクレジットカード納付できることとする場合には配送業者の口座に分納する仕組みも必要
- －外務省と都道府県、配送業者との間での交付業務の役割分担について法的整理
窓口においてなりすまし等本人と一致しない申請者を看破・防止した件数は現在調査中であり、3月末まで回答することとしたい。

【質問 1-⑨】

旅券法改正の時期、内容、今後の想定（2024 年度に導入予定の次世代旅券・集中作成含む）について、それぞれ示されたい。

【回答 1-⑨】

令和 4 年の通常国会に旅券法改正法案を提出予定。主な改正内容は、①旅券の発給申請手続等の電子化、②未交付の旅券の発行経費の徴収、③旅券の査証欄の増補の廃止、④旅券の失効に係る例外規定の整備、⑤大規模な災害の被災者に係る手数料の減免制度である。

また、上記に加え、令和 6 年度の次世代旅券・集中作成方式の導入及び法務省が発行する戸籍電子証明書を参照する仕組みを利用した戸籍謄本の添付省略を実現するために必要となると見込まれる旅券法改正の準備を進める。その際に、当面の規制改革実施事項に記載された希望者に対する配送交付の可能性も併せて検討する。

【質問 1-⑩】

オンライン申請、配送による旅券交付の早期実現に向け、速やかに旅券法の改正を行ったうえで、パイロットプロジェクトによる実証を行うべきと考えるが、貴省の見解如何。

【回答 1-⑩】

当省は、令和 3 年度中に、オンライン申請導入に伴う旅券事務所の業務改革に関しパイロットプロジェクトを 5 都道府県において実施予定。

希望者に対する配送交付については、昨年12月の規制改革推進会議で決定された「当面の規制改革の実施事項」に従い検討していく所存であり、将来的に、システム構築及び制度設計を行う場合には、将来的には、パイロットプロジェクトによる実証を行うことも併せて検討したい。

2. 旅券の発給・交付に係る審査等の効率化について

【質問2-①】

旅券の発給・交付は法定受託事務であるところ、制度を所管する外務省において、より効率的な業務や制度の在り方について、主体的に検討を進める必要がある。

発給申請のオンライン化に伴う審査等の自動化・デジタル化により、発給事務所の業務が効率化されることを前提に、①都道府県と市町村の役割分担が真に効率的ものとなっているのか、②各事務所における運用の差異が審査等において非効率を招いていないか、③事務所間で負担に偏在が無いか等、外務省が主体的に調査・把握したうえで、より効率的なあり方を検討すべきである。

今後の具体的な調査の内容と検討・検証に要する期間（期日）を示されたい。

【回答2-①】

当省が制度の在り方等について主体的に検討を進めることは当然である。回答1-⑩のとおり、令和3年度中（本年3月末まで）に、オンライン申請導入に伴う旅券事務所の業務改革に関しパイロットプロジェクトを実施予定であり、御質問の①～③の諸点についても検証することとし、本年5月末までを目処に結果を取りまとめ報告することと致したい。その後も、都道府県との間の定期協議などあらゆる機会を活用し、ご質問の諸点についても不断に調査・把握に努めることといたしたい。

【質問2-②】

WGで提示された「電子申請導入と旅券システム」に記載の「非機械化事務所」とは、具体的にどのような事務所で、審査等の自動化・デジタル化に向けどの様な対応を行うのか、示されたい。

【回答2-②】

非機械化事務所とは、外務省の旅券発給管理システムとネットワーク接続されていない旅券事務所を指し、具体的には、都道府県の支所（旅券窓口）や都道府県が再委任している市町村（旅券窓口）を指す。非機械化事務所では申請者から申請書類を受け付け審

査するとともに、機械化事務所（外務省の旅券発給管理システムとネットワーク接続された端末及び旅券作成機を配備している旅券事務所）で作成された旅券を受け取り申請者に交付する。

当省は、非機械化事務所においても LGWAN 端末を通じて旅券発給管理システムにアクセスし、オンラインにより提出された申請を審査できるよう、政府共通ネットワーク及び総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じてアクセス可能なサーバを構築予定である。

3. 申請手続・納付手続のオンライン化・キャッシュレス化の内容・時期関連

【質問 3-①】

法定代理人等による代理申請の場合や、海外に滞在する日本人が領事館に申請する場合について、オンライン化・キャッシュレス化の内容・時期を示されたい。

【回答 3-①】

令和 4 年度から法定代理人によるオンライン申請を未成年者及び成年被後見人について可能とする方向でシステム構築に取り組んでいる。

海外からの申請については、令和 6 年度まではマイナンバーカードの国外継続利用ができないため、マイナポータル上ではなく、オンライン在留届ウェブサイト上で申請する仕組みとする。

キャッシュレス化については、令和 4 年度中に一部在外公館においてクレジットカード納付を開始し順次対象在外公館を拡大する予定である。国内においても、令和 5 年度以降に可能な都道府県から段階的にクレジットカード納付を可能とするよう検討を進めている。また、クレジットカード納付の対象には法定代理人による申請も含まれることとなる見通しである。

【質問 3-②】

発給申請について、令和 4 年度からオンライン申請が開始されたとしても、戸籍情報との連携が実現するまでの間は、オンライン申請した場合であっても、窓口に出頭した上で戸籍謄抄本の提出が必要である。

利便性が高いオンライン申請の仕組みとは言い難いと考えられ、また、申請を受け付ける都道府県・市町村にとっても、オンライン化された申請情報と物理的に提出された戸籍謄抄本の突合作業が発生する等業務効率化が図られるとは言い難いと考えられる。

業務効率化により処理件数増加、待機時間の短縮を図ることもできると考えられるため、業務効率化との関係で、今回、発給申請を令和 4 年度からオンライン化することの

意義を示されたい。

【回答 3－②】

オンライン申請により、休日や夜間等旅券事務所の受付時間外でも場所を問わず申請できるようになることは、申請者の利便性向上に資することとなる。

令和 6 年度の戸籍添付省略の実現までの間、新規申請については戸籍謄本を提出するため窓口への出頭が必要となるが、一部都道府県は戸籍添付省略の実現までの間は戸籍謄本の提出が必要ない切替申請のみの対応となる見込みであり、また、令和 4 年度から新規申請もオンライン申請の対象とする一部都道府県においては、旅券事務所にオンライン申請し戸籍謄本を提出する場合の専用窓口を設置する等申請者の利便性ができるだけ損なわれないよう努めて参る所存である。

このように令和 4 年度からオンライン申請を開始することは申請者の利便性向上及びオンライン申請利用数の増大に資するとともに、旅券事務所においても次のような旅券業務の効率化がより早期に実現されるとの意義がある。

- オンライン申請で提出・アップロードされた顔写真が旅券用写真の規格に適合しているかシステム上での審査が可能となり、旅券事務所の写真審査に係る負担が軽減される。
- マイナンバーカードの基本 4 情報が確実に申請に転記され、変更できないことすることにより、住民票との突合が不要となる。

なお、こうした旅券業務の効率化による処理件数の増加数や申請者の待機時間の短縮については回答 1－⑩にあるパイロットプロジェクトにおいて調査・検証することとしている。

【質問 4】

発給申請については、過去、異なる方法でオンライン化されたものの、利便性が低く利用されなかつたため、オンラインによる方法が廃止された経緯がある。

こうした経緯を踏まえた上で、令和 4 年度から利便性が高いとは言い難いオンライン申請を提供することは、過去の反省を活かしていないとの批判を受ける恐れもあると考えるが、貴省として、そのような批判を招かないよう、①オンライン手続のデジタル完結、②オンライン納付、③添付書類の省略、④利用者視点でのユーザーインターフェースの整備についてどのような取組を行うのか、具体的に示されたい。

【回答 4】

過去の経緯を踏まえた上で、次のとおり取り組むこととしている。

- (1) 申請情報の電子的提供に加え、顔写真や自署をスマートフォンで撮影しデジタルデータとして提出できることとし、令和 4 年度から切替申請について、令和 6 年度から

新規申請についてもオンライン手続がデジタルで完結し申請時の出頭を不要とするよう検討している。

(2) 手数料のキャッシュレス化については、オンライン決済を先に導入することとし、令和4年度は一部在外公館で導入し、令和5年度以降に可能な都道府県から段階的に導入するよう検討を進めている。

(3) 令和6年度から戸籍謄本の添付省略を実現することで、原則、全てのオンライン申請で出頭不要とすることとしている。

(4) マイナポータル上の申請画面が利用者目線でのユーザーインターフェースを実現するよう、デジタル庁との間で毎週協議を行い準備に努めている。

国際民間航空機関（ICAO）は、機械可読渡航文書の発行と検証の基準と推奨慣行を確立、維持、促進する権限と責任を持つ国連専門機関。

原則 1 アイデンティティが真正である

目的A
アイデンティティが存在するか確認

目的B
アイデンティティが生存するものか確認

原則 3 申請者が主張するアイデンティティを使用する

目的E
申請者は社会生活で当該アイデンティティを使用しているかを確認

原則 2 申請者がアイデンティティと紐付けている

目的C
申請者が当該アイデンティティと紐付けているか確認

目的D
当該アイデンティティは当局システムに唯一であり、かつ申請者が唯一の主張者かを確認

目的 A

- ・1～2の身分証明書（可能であれば、身分証明書の元になる記録により確認、または身分証明書確認のため訓練を受けた職員による確認）
- ・1～2の身分証明書の元になるデータの検証（例：出生証明書、市民権登録の一部等）

目的 B

- ・死亡登録の検証（市民権登録の一部）
(または)
- ・目的Cを満たすためのプロセスと組み合わせた申請課程における面接。

目的 C

- ・直接及び写真付き身分証明書に対する対面検証
(または)
- ・信頼できる推薦者による保証
(または)
- ・当局データベースまたは他関連データベースでの生体情報を用いた認証

目的 D

- ・生体情報が一致するか当局の記録との照合
(または)
- ・類似した氏名、住所、連絡先の詳細、または収集されたその他の個人情報等と一致するか当局の記録と照合

目的 E

- ・以前のパスポートがある場合に記録と照合
(または)
- ・少なくとも2つの裏付けとなる文書の確認（選挙人証、銀行や公共料金関係文書）
(または)
- ・申請者が当該アイデンティティを社会生活において使用していることを示す信頼できる第三者からの証言または宣誓書
(または)
- ・他項目での証明が不十分または申請過程に疑義があるため必要と認められる場合には申請者との面接

出頭義務について（別紙2）

	①新規申請時	②切替申請時	③交付時
米国	出頭義務あり（○）	出頭義務なし（×） (郵送申請可)	出頭義務なし（×） (原則郵送交付)
英国	× (オンライン申請可)	× (オンライン申請可)	×
フランス	○	○	○
ドイツ	○	○	○
オランダ	○	○	△ (希望者に配送あり)
スウェーデン	○	○	○
エストニア	○	× (オンライン申請可)	○
豪州	○	○	× (原則郵送交付)
NZ	× (郵送/オンライン申請可)	× (郵送/オンライン申請可)	× (原則配送交付)
シンガポール	× (オンライン申請可)	× (オンライン申請可)	○
インド	○	○	× (原則郵送交付)
韓国	× (オンライン申請可)	× (オンライン申請可)	○
イタリア	調査中		
カナダ	調査中		
マレーシア	調査中		